

令和元年9月12日

各証紙販売人 殿

出納局会計課長



鹿児島県証紙条例及び同施行規則の改正について（通知）

さきの平成31年第1回県議会定例会において、鹿児島県証紙条例の一部を改正する条例が議決され、下記の改正事項が令和元年10月1日から適用されることとなりましたので通知します。

なお、具体的な取扱いについては、別添を参照してください。

記

1 収入証紙販売手数料

(1) 改正内容

手数料率の変更

【改定後】 収入証紙売渡額に100分の3.3を乗じた額

【改定前】 収入証紙売渡額に100分の3.24を乗じた額

(2) 改定時期

令和元年10月1日（同日の売渡から適用）

2 5万円券の新設

(1) 改正内容

収入証紙に新たに5万円券を新設

(2) 改定時期

令和元年10月1日（同日から売渡し可）

3 2円券、3円券の廃止

(1) 改正内容

収入証紙の2円券、3円券を廃止

(2) 改定時期

令和元年10月1日（同日から証紙販売人への売渡し不可）

(3) その他

当分の間は使用可能

手持ちの証紙は、証紙取扱者への請求により交換が可能

4 収入証紙の形式の変更

(1) 改正内容

収入証紙の形式（大きさ、図柄、色）の変更（別表参照）

(2) 改定時期

令和元年10月1日

(3) その他

当分の間は旧形式も使用可能

問合せ先

総務経理係 担当：天野

TEL 099-286-3765

別添

1 収入証紙販売手数料率の変更

- ・10月1日以降の証紙購入については、改正後の手数料率で売渡請求書を作成してください。
- ・売渡請求書については、同封の様式をご活用ください。

2 5万円券の新設

- ・5万円券の購入は、10月1日以降しか行えません。
- ・購入前に、管轄の証紙取扱者へ在庫確認のうえ行ってください。

3 2円券、3円券の廃止

- ・10月1日以降、購入はできません。
- ・10月1日以降、県民から交換請求があった場合、適切に対応してください。
- ・10月1日以降、県民から交換請求があったもの及び証紙販売人の手持ちがある場合、証紙取扱者へ交換請求ができますので、管轄の証紙取扱者へご相談ください。
- ・当分の間、使用も可能ですので、無理に交換請求を行う必要はありません。

4 収入証紙の形式の変更

- ・当分の間は、旧形式も使用可能です。
- ・新形式と旧形式を合わせて使用することも可能です。
- ・今後の売渡しについても、県で保管している旧形式の収入証紙から行うため、新形式の収入証紙の売渡しは早くても令和2年度以降になる見込みです。そのため、当分の間は新旧形式の併用となる見込みです。

別表

別表第2 (第3条の2関係)

種類	形式		図柄及び寸法
	刷色		
	地模様	文字	
1円券	にぶ赤紫	券面額及び証紙名は、黒	 縦 25.5ミリメートル 横 36.0ミリメートル
5円券	灰味紫		
10円券	にぶ青紫		
30円券	にぶ青緑		
50円券	にぶ緑		
100円券	灰味オリーブ		
200円券	暗い黄味茶		
250円券	赤紫		
300円券	灰味赤茶		
400円券	明るい茶		
500円券	黄茶		
1,000円券	紅	券面額及び県名は、黒	 縦 25.5ミリメートル 横 36.0ミリメートル
1,500円券	きはだ		
2,000円券	紫		
3,000円券	青		
5,000円券	黄緑		
10,000円券	うぐいす		
50,000円券	青紫		

収入証紙売渡請求書

証紙取扱者	係	出納簿	調整

種類(券面額)	数量	売渡金額	販売手数料	差引額	摘要
合計					

鹿児島県証紙条例施行規則第15条第1項の規定により、上記のとおり収入証紙の売渡及び販売手数料を請求します

令和 年 月 日

証紙取扱者

殿

証紙販売人住所

氏名

上記のとおり収入証紙及び販売手数料を受領しました。

令和 年 月 日

証紙取扱者

殿

証紙販売人住所

氏名

- 備考
- この請求書は、収入証紙販売人が収入証紙の売渡を受ける場合に作成すること。
 - 販売手数料は、売渡金額の合計額に3.3/100を乗じて得た額を額を記入すること。この場合において、円位未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記入すること。

鹿児島県収入証紙の券種及び図柄変更について

○券種変更

50,000円券を新設し、2円券及び3円券を廃止します。

- ・50,000円券は、令和元年10月1日から販売します。
- ・2円券及び3円券は、令和元年10月1日以降は販売しません。
- ・お手持ちの2円券及び3円券は、当分の間、使用することができます。
また、令和元年10月1日以降、証紙販売人において他券種と交換することもできます。

○図柄変更

令和元年10月1日から鹿児島県収入証紙の図柄が変更されます。


- ・旧図柄の収入証紙も引き続き使用できます。(新図柄と旧図柄を混ぜて使用することも可能)
- ・新図柄の販売は、旧図柄の在庫がなくなり次第、券種毎に行われます。

<変更後>

<p>新図柄</p>	 <p>500円 みほん 鹿児島県収入証紙</p> <p>寸法 (縦25.5mm×横36.0mm)</p>	<p>1円, 5円, 10円, 30円, 50円 100円, 200円, 250円, 300円 400円, 500円</p> <p>(11券種)</p>
<p>R元. 10.1~</p>	 <p>収入証紙 50,000円 鹿児島県</p> <p>寸法 (縦25.5mm×横36.0mm)</p>	<p>1,000円, 1,500円, 2,000円 3,000円, 5,000円, 10,000円 50,000円</p> <p>(7券種)</p>

※図柄の色は券種によって異なります。

<現行>

<p>旧図柄</p>	 <p>200円 みほん 収入証紙</p> <p>寸法 (縦15.0mm×横30.0mm)</p>	<p>1円, 2円, 3円, 5円, 10円, 30円 50円, 100円, 200円, 250円, 300円 400円, 500円, 1,000円, 1,500円 2,000円, 3,000円, 5,000円, 10,000円</p> <p>(19券種)</p>
------------	--	--

※図柄の色は券種によって異なります。

お問合せ先

鹿児島県出納局会計課 総務経理係

TEL:099-286-3765 FAX:099-286-5639

E-mail:acsm@pref.kagoshima.lg.jp